

改修工事に係る固定資産税減額のお知らせ

左記減額措置については、改修工事後3か月以内に申請してください。

《住宅耐震改修工事に係る固定資産税の減額措置》

昭和57年1月1日以前に建築された住宅について、一定の耐震改修工事を行った場合、申請により一定期間、固定資産税額が2分の1減額（1戸あたり120㎡相当分まで）になります。

工事完了時期	減額期間
平成22年1月1日～平成24年12月31日	2年度分
平成25年1月1日～平成27年12月31日	1年度分



《バリアフリー改修工事に係る固定資産税の減額措置》

高齢者等が居住する、平成19年1月1日以前に建築された住宅に、一定のバリアフリー改修工事を行った場合、申請により翌年度分の固定資産税額が3分の1減額（1戸あたり100㎡相当分まで）になります。

要件

- ① 65歳以上の方、介護保険において要介護認定または要支援認定を受けている方、障がいのある方のいずれかの者が居住
- ② 補助金を除く自己負担分が30万円以上 ※改修工事内容にも要件があります。

《省エネ改修工事に係る固定資産税の減額措置》

平成20年1月1日以前に建築した住宅に、一定の省エネ改修工事を行った場合、申請により翌年度分の固定資産税額が3分の1減額（1戸あたり120㎡相当分まで）になります。

要件

- 費用が30万円以上 ※改修工事内容にも要件があります。

冷蔵倉庫用家屋（非木造）の評価計算が変わります

固定資産評価基準の改正により、平成24年度分の固定資産税から、一定の冷蔵機能を有する非木造倉庫の評価計算が変更となります。

◎対象となる建物

- ・ 保管温度が常に摂氏10度以下に保たれる非木造倉庫
 - ・ 床面積の2分の1以上が冷蔵倉庫の用に供されているもの（倉庫内に単に設置されているような冷蔵庫は該当しません）
- 以上すべての要件を備えた倉庫は経年減点補正率に変更され、耐用年数にあたる経過年数が縮減されます。

お問い合わせは、市税務課固定資産税担当（市役所1階 ☎ 32・2115）まで。

行政相談委員制度は

50周年を迎えました

行政相談委員制度は、旧行政管理庁（現在の総務省）の行政相談制度を補完し、国民の身近なところで、気軽に相談ができる窓口を開くというねらいから、昭和36年4月から始まり、今年で50周年を迎えました。

行政相談委員制度の仕組み

相談を受けた行政相談委員は、受け付けた相談について助言や関係機関への通知をするほか、内容が複雑なものについては、総務省の最先機関である管区行政評価局・行政評価事務所と連絡し、改善の促進を図ります。

無料行政相談を開催

行政に関する困りごとで担当する役所が不明な場合や、複数の役所にまたがる問題など、どこに相談したらよいか分からない場合は、行政相談委員にご相談ください。相談は無料で、相談者の秘密は固く守られます。

【日時】 7月25日（月）

午前10時から正午まで

午後1時から午後3時まで

【場所】 市中央会館

無料で
相談できます。



お問い合わせは、市秘書人事課広報担当（☎ 32・3812）まで。